

# 《専門実践》教育訓練給付金制度

給付要件の確認ならびに手続き方法は、ご自身でハローワークにご確認下さい。

## 在職中の方 (雇用保険の一般被保険者)

●初めての利用の方は、受講開始日の時点で、雇用保険の一般被保険者であった期間が1年以上の方。●ご利用経験のある方は、前回のご利用から受講開始日までに、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算3年以上の方です。

## 求職中の方 (雇用保険の一般被保険者であった方)

●初めての利用の方は、受講開始日の時点で、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算1年以上かつ一般被保険者でなくなった日から1年以内の方。●ご利用経験のある方は、一般被保険者でなくなった日から1年以内で、前回のご利用から受講開始日までに、雇用保険の一般被保険者であった期間が3年以上の方です。

## 管轄するハローワーク

### 事前手続き

- ・訓練前キャリアコンサルティング
- ・ジョブカード発行
- ・申請書類の提出

#### [必要書類]

- ・教育訓練給付金及び教育訓練支援  
給付金受給資格確認票  
(ハローワークで配付)
- ・ジョブカード  
(キャリアコンサルタントと面談し発行)
- ・本人住所、身元確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・その他ハローワークの指示に従つ  
てご用意ください。

受講開始の原則  
1ヵ月前までの申請が  
必要です

## かいごの学校 大館ケアワーカースクール

### 受講申し込み手続き

- ・介護福祉士実務者研修申込書を当校  
宛てに送付して下さい。

### 受講手続き

- ・当校から届いた受講手続き書類に  
必要事項を記載し、返送して下さい。

### 受講決定

- ・受講決定にかかる通知を送付します。  
お支払いはの際は本人名義となります。

## 研修受講

### 研修修了の翌日から1ヵ月以内

### 支給申請手続き

### 受講料の50%の支給申請

### 修了証明書発行

- ・全カリキュラム修了後に発行します

## 国家試験合格 資格登録・就職

●雇用保険の被保険者として雇用されていない場合、受講修了日の翌日より1年以内に被保険者として就業する必要があります。●雇用された日の翌日より1ヵ月以内に申請すると2回目が支給されます。●受講開始日において当初予定されていた最初の試験が追加給付の対象となります。

### 支給申請手続き

### 受講料の20%の支給申請

専門実践教育訓練講座 指定番号（ハローワークへの提出書類は保有資格により記入内容が異なります）

介護福祉士実務者研修	既研修未受講者	55007202001-9	介護職員初任者研修修了者	55007202003-4
	訪問介護員3級課程修了者	55007202002-1	訪問介護員2級課程修了者	55007202004-7